

重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業（以下、「相談支援事業」という）に関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び第77条の規定「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく、指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」第5条の規定並びに「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業の人員及び運営に関する基準」第5条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意ください事を説明するものです。

1. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業所（事業所番号 0432610053） 指定障害児相談支援事業所（事業所番号 0472610062）
事業者名	社会福祉法人 利府町社会福祉協議会
事業所の名称	利府町障害者相談支援事業所（愛称：ひまわり）
事業所の所在地	宮城県宮城郡利府町青葉台一丁目32番地 （利府町障害者地域活動支援センター内）
電話番号	022-354-1556
管理者氏名	工藤 千恵
指定年月日	平成25年11月1日（指定特定相談支援事業） 平成27年3月23日（指定障害児相談支援事業）

2. 事業実施地域

利府町

3. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日
休業日	土曜日・日曜日・国民の祝日 年末年始（12月29日～翌年1月3日まで）
受付時間	9時～17時

4. 職員の体制

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

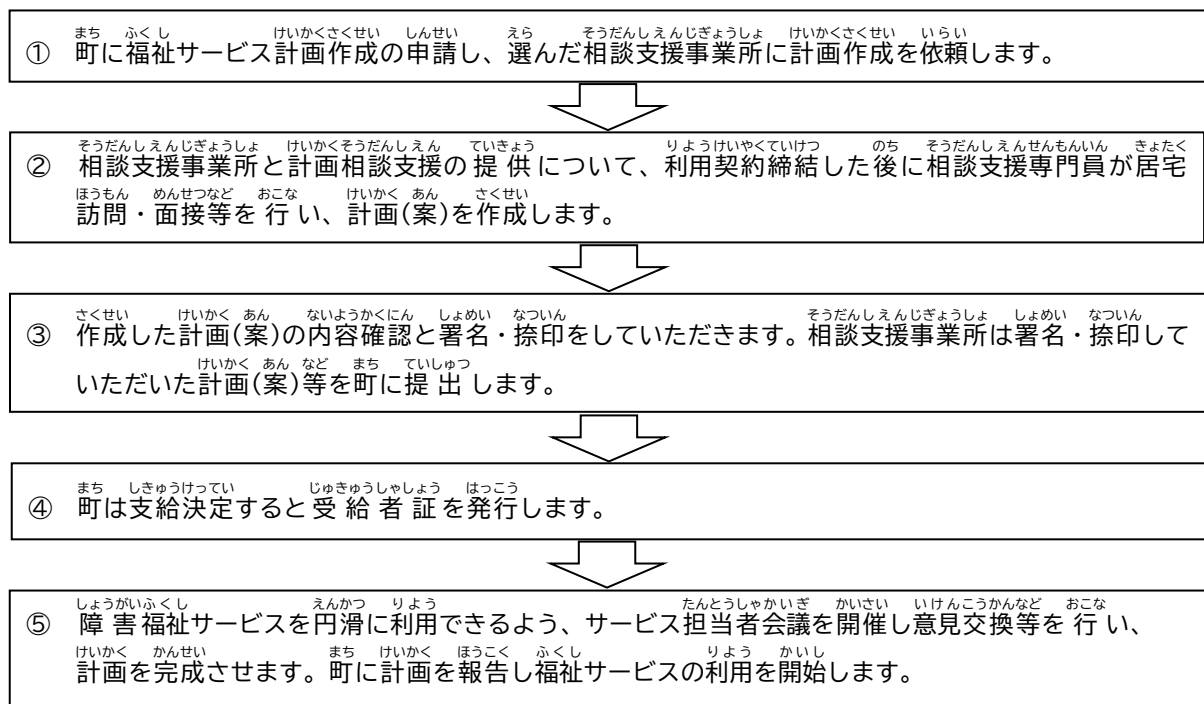
職種	常勤	指定基準
1. 管理者	1名	1名
2. 相談支援専門員	2名以上	2名

5. 当事業所が提供する事業内容

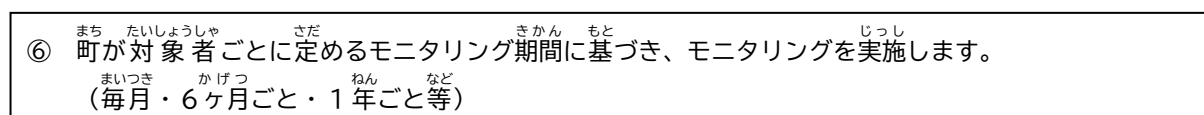
利用者及び保護者（以下、「利用者等」という）のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画（以下、「計画」という。）を作成します。

① 計画作成の流れ

【サービス利用支援（計画作成）】



【継続サービス利用支援（モニタリング）】



② 計画の変更

利用者等が計画の変更を希望した場合、または事業者がアセスメントやモニタリングの結果を踏まえ、計画の変更が必要と判断した場合は、合意に基づき計画を変更します。

6. 利用料金

(1) 計画の作成費

相談支援事業に関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

(2) 交通費

利用者の同行支援が必要な場合、交通費・駐車料金等の負担金をお支払いいただくことがあります。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(2)の料金・費用は、その都度徴収にて負担金をお支払いいただきます。

7. 計画の利用に関する留意事項

事業提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者等に説明するとともに、利用者等に対して利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

利用者等から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、相談窓口等に遠慮なくご相談ください。

8. 利用者の記録や情報の管理、開示

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者等の求めに応じてその内容を開示します。保存期間は、相談支援事業を提供した日から5年間です。

9. 秘密の保持

事業者は正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者等の情報を漏らすことはありません。

10. 損害賠償保険への加入

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	株式会社損害保険ジャパン
保 険 名	社会福祉施設総合損害補償（訪問・相談等サービス補償）
補償の概要	対人対物補償・人格権侵害補償・経済的損失補償等

11. 苦情等の受付

（1）当事業所における苦情・相談窓口

苦情や相談は、電話、面接、手紙などの方法により下記の苦情解決責任者が対応いたします。

事業所内での対応の他、第三者委員に助言や立会いを求めて解決することもできます。

直接第三者委員へ苦情を申し出ることもできます。

○苦情解決責任者 工藤千恵（管理者・相談支援専門員）

○苦情受付担当者 菅野裕美（相談支援専門員）

電話 022-354-1556

FAX番号 022-349-5608

○第三者委員 引地こうや（民生児童委員）

電話 022-356-3304

○第三者委員 野口良子（民生児童委員）

電話 022-356-0374

○第三者委員 山口治美（民生児童委員）

電話 022-356-7415

（2）福祉サービスに関する運営適正化委員会

福祉サービスに関する苦情全般、福祉サービス提供者との話し合いで解決困難なものなどの相談や解決のための斡旋を行う都道府県単位で設置された苦情解決機関です。

○窓口 宮城県社会福祉協議会 運営適正化委員会

○所在地 仙台市青葉区本町3丁目7番4号

○電話 022-716-9674

12. 事故発生時の対応

事業提供により事故が発生した場合は必要な措置を講ずるとともに、支給決定をした市町村、当該利用者の家族等に連絡いたします。

○緊急時の連絡先

第一連絡先

住所

氏名

電話番号（ ）

第二連絡先

住所

氏名

電話番号（ ）

13. 虐待の防止について

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。虐待防止に関する責任者：管理者
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業員への周知徹底を行います。

14. 業務継続計画の策定等について

(1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する相談支援等の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために必要な計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

(2) 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

(3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. 衛生管理等について

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及び延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果についての従業員へ周知徹底します。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備を行います。

(3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施を行います。

16. ハラスメントの防止

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、性的な言動及び優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等を図るため、次の各号に掲げる措置を講じます。

(1) ハラスメントの防止のために指針を整備します。

(2) ハラスメント委員会を設置 担当：管理者

令和 年 月 日

指定特定相談支援事業の提供開始に際し、本書面に基つき重要事項の説明を行いました。

【説明者氏名】 _____ 印

私は、本書面に基ついて事業者から重要事項の説明を受け、指定特定相談支援事業の提供開始に同意しました。

【利用者】 _____ 住所 _____

氏名 _____ 印

【代理人】 本人との関係 ()

住所 _____

氏名 _____ 印

(電話番号) _____

【事業者名】 _____ 所在地 宮城県宮城郡利府町青葉台一丁目32番地

名称 社会福祉法人 利府町社会福祉協議会

会長 伊藤 三男 印